

介護保険利用料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

(2005年10月現在)

2 ・ 豊橋市	事業名・根拠法規等	豊橋市在宅サービス負担軽減事業実施要綱								
	対象サービス	高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費								
	対象者及び軽減内容	介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス利用促進事業補助金」として交付する(世帯合算適用しない。) 高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 8,000円 住民税非課税世帯に属し合計所得+課税収入80万円以下の者 8,000円 (解説)								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保険料徴収所得区分</th> <th style="width: 30%;">国基準</th> <th style="width: 30%;">豊橋市基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記の方(第2段階)</td> <td style="text-align: center;">24,600</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">8,000</td> </tr> <tr> <td>上記の方(第1段階)</td> <td style="text-align: center;">15,000</td> </tr> </tbody> </table>	保険料徴収所得区分	国基準	豊橋市基準	上記の方(第2段階)	24,600	8,000	上記の方(第1段階)	15,000
保険料徴収所得区分	国基準	豊橋市基準								
上記の方(第2段階)	24,600	8,000								
上記の方(第1段階)	15,000									
交付申請と支払い	高額介護サービス費等給付のお知らせの通知事務と併せ、上記の対象者に「在宅サービス利用促進事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス利用促進事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。(交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる)									
財源	一般会計									

3 ・ 岡崎市	事業名・根拠法規等	岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者対策事業実施要綱		
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額減免を受けている場合も含む)		
	助成金の額	利用者負担額の合計額の2分の1		
	助成金の支払	遅くとも翌々月の末日までに以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証 ・利用者負担に係る領収書 ・介護サービス利用票の写しなど		
	対象者	保険料徴収区分第1段階(生保除く) 住民税非課税世帯に属する者で(第2・3段階)あって、全世帯員の前年収入の合算額が、2人世帯で120万円(世帯員が2人以上の場合1人につき35万円を加算した額)以下のもののうち、本人の収入額が60万円以下であること。		
		上記の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。 ・住居以外の不動産を有している者 ・一定基準額以上の預貯金がある者 預貯金額は1050万円以上(内規) ・健康保険法・地方税法上の扶養者が住民税課税者 ・世帯員に住民税未申告者がいるとき ・世帯員に介護保険料の滞納者がいるとき		
	資格の申請	「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給者資格者証交付申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出。該当者には「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証」を交付。		
資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで。			
財源	一般会計			

6・半田市	事業名・根拠法規等	半田市介護福祉助成に関する条例 半田市介護福祉助成に関する条例施行規則																							
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(食事提供費は除く、特例サービス費は含む)(条例)																							
	助成金の額	介護サービス費の一部負担金の一部を以下の限度額内で助成する(条例)。 「一部の助成額」は実際に支払った一部負担金額の2分の1とする。(条例) 利用者が負担した一部負担金の額は高額介護サービス費及び高額居宅介護サービス費の支給適用があったものとみなして算定する。(施行規則)																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態区分</th> <th>介護福祉給付助成額(助成限度額)</th> <th>第1・2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td rowspan="2">3,075円以内(1/2の額)</td> <td colspan="2">4,970円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td colspan="2">10,400円</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>8,290円以内(1/2の額)</td> <td>15,000円</td> <td>16,580円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>9,740円以内(1/2の額)</td> <td>15,000円</td> <td>19,480円</td> </tr> <tr> <td>要介護3以降</td> <td>12,300円以内</td> <td>15,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table>	要介護状態区分	介護福祉給付助成額(助成限度額)	第1・2段階	第3段階	要支援1	3,075円以内(1/2の額)	4,970円		要支援2	10,400円		要介護1	8,290円以内(1/2の額)	15,000円	16,580円	要介護2	9,740円以内(1/2の額)	15,000円	19,480円	要介護3以降	12,300円以内	15,000円	24,600円
	要介護状態区分	介護福祉給付助成額(助成限度額)	第1・2段階	第3段階																					
	要支援1	3,075円以内(1/2の額)	4,970円																						
	要支援2		10,400円																						
要介護1	8,290円以内(1/2の額)	15,000円	16,580円																						
要介護2	9,740円以内(1/2の額)	15,000円	19,480円																						
要介護3以降	12,300円以内	15,000円	24,600円																						
助成金の支払	給者が「要支援」「要介護1」「要介護2」の場合(施行規則)は、「受給者証兼介護サービス費支払証明書」をサービス事業者に提示すれば、介護福祉給付助成額を差し引いた額をサービス事業者に支払うことで介護福祉給付助成を現物給付で受けることができる。(条例・施行細則) 受給者が「要介護3」「要介護4」「要介護5」の場合は、「介護サービス費支給申請書」に介護サービス費支払証明書または領収書を添付して市長に申請し、市長は申請月の翌月に助成額を支払う。(施行規則) 運用上実際は、の適用は困難でにより償還払いしている。																								
対象者	住民税非課税世帯の者(条例) 半田市市税条例及び半田市市税の減免に関する規則に該当する世帯の者(条例) (いずれも旧処置入所者、生保は除く)																								
資格の申請	「受給者証兼介護サービス費支払証明書交付申請書」を市長に提出。該当者には「受給者証兼介護サービス費支払証明書」を交付する。証の有効期限はなく、年に1度要件が該当しているかどうかは市で確認している。																								
財源	一般会計																								

10・碧南市	事業名・根拠法規等	碧南市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施規程
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(特例サービス費も含む)
	助成金の額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者
	資格の申請	「介護保険利用者負担額助成受給者証交付申請書」に碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額助成受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	年1回、保険料の本算定にあわせて更新を行う。
財源	一般会計	

11 ・ 刈谷市	事業名・根拠法規等	刈谷市介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護
	助成金の額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証 ・ 助成を受けようとする利用者負担額が分かる領収書 ・ 領収書の内訳が分かる書類 なお、訪問介護については、受給者証を事業者に提示し6%の利用者負担額を支払い、軽減額(5%)の残りの1%分を市長に申請し償還払いを受ける。(2005年3月で国の特別対策(高齢者の訪問介護特別対策部分)が廃止となるので、それに伴い、この取扱いもなくなる)
	対象者	保険料徴収区分第1段階のもの(生保除く) 住民税非課税世帯に属するもので、前年収入額から所得税等・社会保険料・医療費等の経費を控除した額が42万円以下のもの。 住民税非課税世帯に属するもので、全世帯員の前年収入合計額が103万円(世帯員が2人以上の場合は164万円)以下のもの
	資格の申請	「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証交付申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)。更新は6月中旬に上記方法にて行う。
財源	一般会計	

13 ・ 安城市	事業名・根拠法規等	安城市介護保険利用者負担軽減措置事業実施要綱
	対象サービス	(介護予防サービス) 介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護(デイサービス)、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)、介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具の貸与 (介護サービス) 訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護(ショートステイ)、居宅療養管理指導、福祉用具の貸与 (地域密着型サービス) 夜間対応型訪問介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険利用者負担軽減交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額軽減受給者証
	対象者	住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯に属する者で、生計同一者全員の前年収入合計額が103万円(生計同一者が2人以上の場合は164万円)以下のもの 上記の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生保 ・ 生計同一者に住民税課税者がいる ・ 生計同一者に住民税等の滞納者がいる ・ 生計同一者に不動産収入・配当収入がある
	資格の申請	「介護保険利用者負担額軽減申請書」に対象者であることを証明できる書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する。
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)。
財源	一般会計	

14 ・ 西尾市	事業名・根拠法規等	西尾市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費含む)	
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類	
	(1)	対象者	第1段階(生保除く)
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成 (高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費の支給のあった場合は、上限額の2分の1の負担となる。)
	(2)	対象者	第2・3段階のうち要介護度3、要介護度4、要介護度5のもの
助成額		利用者負担額の5分の1を助成 (高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費の支給のあった場合は、上限額の5分の4の負担となる。)	
財源	一般会計		

18 ・ 江南市	事業名・根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の50%(利用者負担5%) 3%から変更(2005年7月)
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの
	助成額の支払	現物給付(指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による)
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。
財源	一般会計	

知多北部広域連合	根拠法規	知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(食事提供費は除く、特例サービス費は含む)、住宅改修費、福祉用具購入費(規則)	
	(1)	対象の所得段階区分	第1・2段階(条例・規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が66万円(2人以上世帯の場合は66万円に1人につき66万円を加算した額)以下であること。 全世帯員の預貯合計額が200万円以下であること。 住民税課税者に扶養されていないこと。 社会保険の被扶養者でないこと。
		減免内容	利用者負担額の4分の3を減額(規則)
	(2)	対象の所得段階区分	第3段階(条例・規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が98万円(2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額)以下であること。 ~ (1)と同じ
		減免内容	利用者負担額の2分の1を減額(規則)
	申請の有無・減免内容	保険料減免制度と対象者が同じなので、「介護保険料減免申請書」の提出にて対象者が審査され、対象者は国保連合会で審査された介護給付等について広域連合で減免額を月単位に決定し償還払いする。申請は当該の年度中に行う。(規則)	
財源	介護保険特別会計		

25 ・ 知立市	事業名・根拠法規等	知立市介護保険利用者負担額軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1を減額
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知立市介護保険利用者負担額軽減助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	以下のいずれかに該当するもの対象とする。 第1段階の者 住民税非課税世帯に属する者で、対象収入(前年収入から必要経費を控除した額)が42万円以下のもの 住民税非課税世帯に属する者で、前年の全世帯員の収入合計額が164万円以下(1人世帯の場合103万円以下)のもの 上記の対象者のうち、以下に該当するものは対象から外す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生保・生計同一者が住民税課税者である ・ 世帯員に市町村民税未申告者又は介護保険料の滞納者がいるとき
	資格の申請	「知立市介護保険利用者負担額軽減対象認定申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「知立市介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)。更新は毎年6月中に行う。
	財源	一般会計

28 ・ 岩倉市	事業名・根拠法規等	岩倉市老齢福祉年金受給者福祉助成金の支給に関する要綱
	対象サービス	福祉サービス
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成
	対象者	老齢福祉年金受給者であって、住民税非課税世帯に属するもの
	助成金の申請・請求	「老齢福祉年金受給者福祉助成申請書」にて市長に申請。該当者には「岩倉市老齢福祉年金受給者福祉助成金決定通知書」により通知され、その後、申請者は「請求書」を市長に提出し、助成金の交付を受ける。
財源	一般会計	

30 ・ 日進市	事業名・根拠法規等	日進市訪問介護利用者負担減額措置実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成(利用者負担5%) 3%から変更(2005年4月)
	対象者	訪問介護利用者負担減額認定証の交付を受けているもの(2005年4月以降も継続)
	減額申請・請求	「訪問介護利用者負担減額申請書」に領収書など証拠書類を添付し市長に申請し、償還払いを受ける。
財源	一般会計	

39 ・ 春日町	事業名・根拠法規等	春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険利用者負担額の減額及び免除に関する要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(食事提供費は除く、特例サービス費は含む)、住宅改修費、福祉用具購入費(要綱)
	軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
	対象者	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。(要綱)
	申請の有無・内容	申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。該当者には認定証を発行。(規則・要綱)
	減免額の支払方法	現物給付
	減免期間	申請のあった月から当該年度内分を減免の対象とする。
	財源	一般会計

48 ・ 阿久比町	事業名・根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の70%(利用者負担3%)
	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし、事業所と町が受領委任払い契約を結んでおり、受給者と事業所が委任契約を結んだ場合は、現物給付とする。
	対象者	住民税非課税世帯のもの(生保除く)
	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する。
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで。
財源	一般会計	

52 ・ 武豊町	(1)	事業名・根拠法規等	武豊町在宅福祉サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護(特例サービス費も含む)、住宅改修費、福祉用具購入費
		軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
		助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし住宅改修・福祉用具購入・特例居宅(支援)サービス費は、「居宅介護(支援)福祉用具購入費等利用者負担減額申請書」にて提出。
		対象者	住民税非課税世帯のもの(生保除く)
		申請の有無・内容	「受給者証兼介護サービス費等支払証明書交付申請書」にて町長に申請し、該当者には「受給者証兼介護サービス等交付申請書」を交付する。
		減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで。なお、新規交付申請の場合は要介護認定の有効期間開始日まで遡及する。
	財源	一般会計	
	(2)	事業名・根拠法規等	武豊町指定介護福祉施設サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	介護福祉施設サービス(特例サービス費も含む・食事提供費は除く)
		軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
		助成額の支払	「施設介護サービス費等支給申請書(指定介護福祉施設サービス償還払い用)」に領収書及びサービス提供書を添付して申請し償還払い。ただし施設と町が受領委任払い契約を結び、受給者と施設が委任契約を結んだ場合は現物給付。
		対象者	介護老人福祉施設に入所する収入が年額68万円以下であるもの。
		申請の有無・内容	「指定介護福祉施設利用者負担額減額申請書(指定介護老人福祉施設入所者)」にて町長に申請する。
財源		一般会計	

53 ・ 一色町	事業名・根拠法規等		一色町介護保険利用者負担額助成事業実施要綱
	(1)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」「第3段階」のもの
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費も含む)
		助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	(2)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの(生保除く)
		対象サービス	(1)の対象サービスと、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(特例サービス費含む)
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成
助成の申請		「介護保険利用者負担額助成事業申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。	
財源		一般会計	

54 ・ 吉良町、 56 ・ 幡豆町	事業名・根拠法規等		吉良町介護保険低所得利用者負担額助成事業実施要綱 幡豆町介護保険介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス		訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費も含む)
	(1)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの(生保除く)
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成
	(2)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」「第3段階」のもの
		助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	助成の申請		「介護保険低所得利用者負担額助成金支給申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。
財源		一般会計	

56 ・ 幸田町	事業名・根拠法規等		幸田町介護保険利用者負担軽減事業実施要綱	
	対象サービス		訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費も含む)	
	軽減額		利用者負担額の2分の1を助成	
	助成額の支払		「介護保険利用者負担軽減金支給申請書」に利用者負担額が分かる領収書など書類を添付して町長に申請し、償還払いを受ける。	
	対象者		以下のすべての条件に該当する者 ・住民税非課税世帯 ・世帯の前年収入が149万円(一人世帯の場合は94万円)以下 ・前年度及び前々年度において全世帯員に町民税等の滞納がないこと(分納など担当部局との間で調整が取れている場合は滞納とみなさない) ・生活保護を受けていない ・全世帯員が居住用の土地、家屋以外の固定資産がないこと	
	資格の申請		「介護保険利用者負担軽減措置対象者資格認定申請書」「介護保険利用者負担軽減に係る収入等申告書」「収入額等を証する証書、預金通帳等の書類」「納税及び非課税等の証明書」「介護保険被保険者証」を毎年5月末日までに町長に申請する。	
	資格有効期間		申請のあった年の6月から翌年5月まで	
財源		一般会計		